

(仮称) 戸田市都市まちづくり推進条例 (骨子) についての  
意見募集に対する回答

\* 貴重なご意見ありがとうございました \*

案 件 名 (仮称) 戸田市都市まちづくり推進条例 (骨子) について  
意見募集期間 平成18年9月5日 (火) ~平成18年10月31日 (火)

パブリックコメントとしてご意見を募集した結果、メールにより4名の方から17件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の概要	市からの回答 (対応)
「地区まちづくり構想」「地区まちづくり協定」に関して		
1	以下に示す内容について、広報および戸田市HPにて情報開示することを要望します。 ・グループの市への登録・申請者について ・支援内容について ・「地区まちづくり推進団体」について ・「まちづくり推進重点地区」について ・「まちづくり検討地区」について ・「地区まちづくり構想」について	広報は紙面の制限もあり、掲載できる情報は限られてしまいますが、ホームページ等の情報媒体を活用し、戸田市個人情報保護条例の範囲内で、地区のまちづくりに有効な情報は、適宜、市民の皆さんに提供していきます。
2	罰則として、地区まちづくり協定に違反する業者または住民の名前を公開することを要望します。	協定という性格から、罰則の適否及び範囲について、今後、検討していきます。
3	地区のまちづくりでは、「市の認定を条件として、建築行為等の事前届出や市による勧告等の措置など、ルール運用方針についても盛り込むことが可能」とのことですので、以前から指摘されている、都市計画用途規制が緩いため、大規模施設の移転後に突然何が建つかわか	「地区まちづくり協定」では、都市計画で定められた用途地域等のルールを補う形で、地区特有のルール及びその運用について、地区住民等の合意に基づき定めることが可能です。さらに、ルールの実効性を高めるために、将来的には、地区計画など法に基づくルールづくりを進める

	らない、という問題に対処する方策が出来るものと期待しています。	ことも必要であると考えています。
4	「地区まちづくり構想」については、住民の共通理解のもとにスローガンを掲げて自分たちのまちづくりの気運を高めるものでもあるので、とても必要な考えだと思えます。	ご指摘のように、自分たちのまちづくりの気運を高めていくことが、地区のまちづくりの第一歩であると考えています。この気運が醸成され、地区住民等から広く認められた地区のまちづくりビジョンが描けていければよいと考えています。
5	「地区まちづくり協定」については、地区計画では扱えない総合的なソフト面を含めることにしたことは、発展的な素晴らしい例だと思います。	まちづくりにおいては、ハードとソフトが一体となって、その効果が得られるものと考えています。そういう意味から、ハードを補うソフト面についても「地区まちづくり協定」に含められるよう考えています。
6	都市計画提案制度の活用などについても触れられておく和良好的ではないかと思えます。	都市計画提案制度については、別途、都市計画法に規定された手続を行うものとし、本条例においては適用外として考えています。
7	「地区まちづくり構想」「地区まちづくり協定」によるまちづくりの進め方を見ると、よく吟味されていると思うのですが、手続を少し簡便化できないでしょうか。都市計画というと、市民には専門的イメージ、事業者には手続が面倒なものと感じられていると思えますので、「まちづくり」と呼ぶものは、できるだけやわらかい感じで、老若男女誰もが“都市計画家”として参加しやすいイメージを条例の中でも出しておけると良いと思えます。まちづくりは、公共的なことなので、じっくり検討し、一定の手続を行うことは勿論必要だと思えますが、柔軟性と機動性を持って、実験的に取り組み始めるという考え方・視点も重要だと思えます。裏を返せば、まちづくり条例が市民や市民団体の自主的	本条例は、なるべく多くの市民がまちづくりに取り組めるよう、地区のまちづくりを考えることへの参加が容易で、柔軟な仕組みづくりを目指しています。その主旨が十分に伝わるよう、組み立てや表現に努めていきます。

	な活動を制約したり、手続きを行わず条例に沿わない活動を招いてしまうことがないように留意することが大事だと考えます。	
8	事業者の地域社会との関わり(CSR)の重要性を強調し、積極的に都市計画・まちづくりに参加し、まちづくりに関わる市民活動等への協力・支援と規制・誘導の方向を検討し、盛り込めるとよいと思います。	地区のまちづくりを活発にするためには、市民等によるまちづくり活動への協力・支援も大切であると考えます。本条例においても、柔軟かつ適切に支援する仕組みを整えていきます。
9	戸田の市民活動は、数年前から日増しに活発になっていると思いますので市民活動との関係をもっと強調してもよいのではないのでしょうか。	ご指摘のように、まちづくりにおけるNPOの役割は重要であると考えます。現在は、NPOを広く「市民」という文言の持つ概念に含めて考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
10	案の全体を通して、NPOという文言が見当たらないと思うのですが、もしかすると、市民の概念の中に含まれているのでしょうか。もし、そうである場合、それは再考すべき点かもしれません。NPOの中身にもよりますが、少なくとも都市計画やまちづくりにおいては役割や責務が大きく異なることが少なくないと思います。	
テーマ型まちづくりに関して		
11	以下に示す内容について、広報および戸田市HPにて情報開示することを要望します。 ・市へ提案したグループの団体情報について ・グループへの支援内容(活動費支援の金額を含む)について ・グループ活動等の成果について	「地区のまちづくり」同様、ホームページ等により、情報の提供を行っていきたいと考えます。また、活動成果を市民の皆さんに見てもらう機会を設けたいと考えています。
12	地域共同体の絆が深い地域と、浅い地域とで、公共施設整備の格差が拡大する可能性があります。新住民が主な地域では地域コミュニティのつながりが希薄で、「地区のまち	ご提案の「テーマ型まちづくり」の展開については、全市を含めたまちづくりがより良い方向に進むような提案や取り組みが得られるように検討していきます。

	<p>づくり」の核となる「地区まちづくり推進団体」が形成されにくいと考えられますが、現状においてこのような地域ほど公共施設整備が遅れている傾向があります。このような地域格差を補うため、「テーマ型まちづくり」の展開にあたっては、市は公平な視点を担保しえるよう配慮したテーマを設定し、こうしたテーマに沿って新たにまちづくりに取り組むためのグループ・団体形成を優先的に図っていただきたいと思ひます。</p>	
<p>(仮称) 都市まちづくり推進会議に関して</p>		
13	<p>「地区まちづくり」や「テーマ型まちづくり」の内容を都市マスタープランへ反映させるか否か、(仮称) 都市まちづくり推進会議において中立的な立場で判断していただきたいと思ひます。</p>	<p>(仮称) 都市まちづくり推進会議の役割につきましては、主に「地区まちづくり推進団体」に関する登録・支援等の適否や「地区まちづくり構想」、「地区まちづくり協定」の審査等となっています。</p> <p>ご意見としての、「地区まちづくり」や「テーマ型まちづくり」の内容を都市マスタープランへ反映させることの判断を(仮称) 都市まちづくり推進会議に委ねることにつきましては、この骨子(案)では、明確な位置づけ等は行っておりませんので、今後、(仮称) 都市まちづくり推進会議の役割の範囲も含め、詳細な検討を行っていきます。</p>
14	<p>市は、(仮称) 都市まちづくり推進会議の検討結果に対して正式に回答を行っていただきたいと思ひます。</p>	<p>(仮称) 都市まちづくり推進会議は、市民主体のまちづくりに対する妥当性等を判断していただく機関と位置づけています。また、出ました結果については、庁内での検討結果も踏まえ、回答をしていきます。</p>
<p>まちづくり活動の支援に関して</p>		
15	<p>まちづくり支援センターは、既存の市民活動支援センターと併合し</p>	<p>市民活動支援センターは、今年7月に活動を開始したばかりです。今</p>

	たものであることが望まれます。センターを個別に設置することは、市民にとって不便であり、機能的でないと考えます。	後、同センターとの連携も含めた調整等を行いながら、機能上も十分検討していきます。
骨子案全般に関して		
16	身近な事しかわかりませんが、活用されるといいと思います。	この条例は、市民の皆さんに活用されて初めて効果が発揮できるものです。条例が策定された際には、できる限り多くの皆さんに関心を持っていただき、活用していただけるように推進していきます。
17	全体を通じて、関係者と検討委員の方々のご苦勞により、骨子案が大変な時間と多くの視点で検討が重ねられてきたことを感じ、中身の濃い先駆的なまちづくり条例がつくられるものと期待しています。	
その他の意見		
	その他の意見	本条例とは直接関係がない意見なので担当課に伝えました。